

三 東 航 第 6 6 号

平成 23 年 11 月 29 日

関 係 各 位

東京海上保安部長



管制信号の遵守について(お願い)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、海上保安業務及び海難防止に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様にはこれまでも法令の遵守及び海難事故の防止にご尽力をいただいているところでありますが、去る平成23年11月9日早朝、管制船(32, 551総トン、長さ199メートル)を出港させるため、東京東航路が出航信号「O」の文字の点滅であったにもかかわらず、管制対象船(2, 101総トン、長さ94メートル)が入航してしまったため、東京東航路、東京東第3、4番ブイ間において行き会い状態となる事態が発生しました。

本件は、入航船である管制対象船が東京東航路入航の際、管制信号を確認せず、漫然と入航してしまったため生じたもので、幸いにして両船は航過することができ、事なきを得ましたが、一時危険な状態になったことは明白であります。

狭隘な管制航路内において想定外に行き会い状態が生じることは衝突等海難事故を惹起させるおそれが極めて高いことから、管制信号を遵守し安全航行に努めるよう、貴傘下の船舶または関係する船舶に対して助言、指導を実施していただくようお願い申し上げます。